

第5期高山市地域福祉計画の策定について

1. 計画の位置づけ等

地域福祉計画は、現計画期間（令和2年度から令和6年度まで）が終了するため、現在次期計画の策定に向けた作業をすすめている。

8月の市議会福祉文教委員会において、基本理念、基本目標等の地域福祉計画の概要について協議したほか、市民懇談会等により市民意見等を反映した取り組み内容等を整理した。

なお、同委員会において協議した重層的支援体制の整備について、市ではこれまでそれぞれの分野で相談体制を整備、強化してきたが、複雑化・多様化する生活課題に対応していくために、重層的支援体制整備事業を実施する。

2. 基本理念と計画体系（8月委員会にて協議した事項）

別紙1

3. 基本方針、各主体等の取り組みの方向

別紙2

4. スケジュール

令和7年 2月 地域福祉計画市民推進委員会
3月 策定、公表

参考資料1 市民懇談会等意見聴取結果

参考資料2－1 重層的な支援を行うための体制整備の経過

参考資料2－2 厚生労働省資料「重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）」

第5期計画

基本理念 安全で安心な自分らしい暮らしを実現するために
人から人へ 地域でつながる・支えあう

基本目標1 人に寄り添い、ともに生きる

基本方針

(1)人との関わりを深める

(2)地域の活動に参加する

(3)属性、世代を問わない相談・地域づくりの実施体制を強化する

→ 重層的支援体制整備事業
実施計画に相当

①高齢者や障がい者を支援する

②子育て世帯を支援する

③生活困窮者等を支援する

④孤独者、孤立者を支援する

⑤複雑な問題を抱えている人を支援する

⑥住む場所や環境に困っている人を支援する

(4)情報提供の体制を強化する

(5)福祉サービスの担い手を育てる

(6)再犯防止を推進する

→ 再犯防止推進計画に相当

①刑を終えた人の社会復帰を支援する

(7)権利擁護を推進する

→ 成年後見制度利用促進計
画に相当

①判断能力に不安を抱える人や立場の弱い人を支援する

基本目標2 誰もが、自分らしく活躍する

基本方針

(1)誰もが活躍する

(2)生きがいを持って暮らす

(3)健康寿命を延伸する

(4)多様性社会への理解を深める

基本目標3 住み慣れた地域で、安心して暮らす

基本方針

(1)安全で安心して暮らす

(2)災害に備える

基本方針、各主体等の取り組みの方向

■基本目標 1
人に寄り添い、ともに生きる

□基本方針

(1) 人との関わりを深める

支える側と支えられる側に分かれるのではなく、誰もが地域の中で自分ができることを考えて行動し、支え合っていく体制づくりを推進します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	一人ひとりが、地域のためにできることを考え、近隣住民や友人、事業者などと協働しながら支え合える地域づくりに取り組みます。
事業者等	自ら行う事業等を通して、地域の支え合い活動に貢献します。
社会福祉協議会	地域の支え合い活動の仕組みづくりを支援します。
行政	地域の支え合い活動の仕組みづくりの支援を行い、地域づくりに関する情報提供等を行います。

(2) 地域の活動に参加する

地域の誰もが気軽に行事などに参加し交流することによって、お互いの顔が見える関係づくりを推進します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	年齢や障がいの有無などに関係なく、誰もが参加し交流できる機会をつくれます。
事業者等	自ら行う事業等を通して、交流を推進します。
社会福祉協議会	地域の活動を支援するとともに、交流を推進します。
行政	地域の活動を支援するとともに行事へ参加する障がい者等を支援し、交流を推進します。

(3) 属性、世代を問わない相談・地域づくりの実施体制を強化する

相談支援や福祉サービス等による支援が必要な人が円滑に支援を受けられるよう体制を強化していくとともに、支え合いによる地域づくりを推進します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	支援が必要と思われる人を相談窓口等につなげるとともに、事業者などと協働しながら地域づくりに取り組みます。
事業者等	福祉分野に限らず、さまざまな分野の事業者等が協働しながら、支援が必要な人の生活課題への対応や地域づくりを支援します。
社会福祉協議会	さまざまな分野が重なりあった生活課題や地域課題を地域や関係機関と連携しながら支援に繋ぎ、伴走支援を行います。
行政	複雑化・多様化する課題に対して円滑に対応できる重層的支援体制を整備し、相談支援や地域づくりなどを一体的に推進します。

● 取り組みの方向	● 主な取り組みの内容
◎:新たな取り組み ○:拡充する取り組み	
① 地域での声かけや見守りの推進	・ 日常的なコミュニティの充実 ・ 地域での高齢者や障がい者世帯の安否確認 ・ 地域のネットワークを活用した見守り
② 近隣住民による助け合いの関係づくり	・ 住民同士の顔見知りの関係づくり ・ 地域住民による高齢者等の生活支援体制づくり
③ こどもたちの健全育成を支える地域づくり	・ こどもの見守り活動の推進 ・ 多様な体験活動の充実やこどもの夢を育む機会の提供 ○ 地域と学校との協働活動の推進 →こども向け体験事業の実施、情報発信 ○ こどもが安心して自分らしく過ごすことのできる居場所づくり →民間による居場所づくりの取り組みに対する支援の検討 ○ 児童センター、つどいの広場等の利用促進 →つどいの広場等の整備、情報発信 ◎ こどもや親子が屋内外で安心して遊べる場の整備等 →「高山駅西地区複合・多機能施設」におけるこどもの遊び場整備等
④命とところを支える体制づくり（自殺対策）	・ 市民意識の醸成 ・ ゲートキーパーの普及啓発 ・ 地域における見守り体制の充実 ○ こころの居場所や活躍の機会の創出 →自殺対策に資する居場所づくりの推進

① 地域住民の交流の推進	・ 障がい者や高齢者等を含む誰もが参加できる行事の開催 ・ サロン活動の拡大 ・ 気軽に寄れる場づくり
② 多世代交流の推進	・ 高齢者とこどもの交流 ・ 祭礼や伝統行事等での交流
③地域コミュニティの活性化	○ 地域コミュニティの維持・活性化 →地域コミュニティ運営活動支援アプリの全地区での導入の検討 ・ 地域での課題の共有や情報交換の場づくり ・ 地域を支える人材育成 ・ まちづくり協議会による地域づくり活動の充実
④こどもの意見表明、社会参画	◎ こどもの意見反映、社会参画の仕組みづくり →こどもの意見の反映や、社会参画ができる仕組みの構築

【 重層的支援体制整備事業実施計画 】

① 重層的な支援体制の構築	◎ 包括的相談支援体制の連携強化 →属性や世代に関わらず、包括的に相談を受ける支援体制の強化 ◎ 参加支援事業の構築 →地域資源等とのマッチングなどによる地域とのつながりの支援 ◎ 地域づくり事業の構築 →地域の住民同士の支え合いの体制を育成していくなど、地域づくりのコーディネート ◎ 訪問支援などの積極的なアプローチによる継続的支援体制の構築 →ひきこもり等の支援につながることが困難な場合における訪問支援などによる継続的な支援 ◎ 多機関協働事業の構築 →コーディネーター等の設置による多機関との連携した支援
---------------	--

※重層的支援体制整備の詳細については参考資料 2-1、2-2

③-①高齢者や障がい者を支援する

福祉サービスや生活支援を充実させていくとともに、複数の分野が連携して高齢者や障がい者を支えるネットワークづくりを推進します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	支援を必要とする身近な高齢者や障がい者などの地域生活における困りごとを把握し、福祉サービス等では補えない生活課題の解決に向けて取り組みます。
事業者等	福祉サービスを充実させるとともに、地域における公益的な取り組みを推進し、医療、介護、福祉などの多職種間の連携を図ります。
社会福祉協議会	市民による地域の支え合い活動を支援します。
行政	必要なサービスが包括的に提供される体制づくりに取り組みます。

① 福祉に関するサービスの充実	・在宅支援サービスの充実、施設サービスの継続 ・高齢者や障がい者を介護する家族等の負担軽減 ・分野横断的な福祉サービス（共生型サービス）の展開
② 医療、介護、福祉など多職種が連携したネットワークづくり	・在宅医療と介護の連携の促進 ・地域包括ケアシステムの充実
③ 移動困難者への支援の充実	○公共交通体系の整備 →人口減少や運転手不足の課題を踏まえた持続可能な公共交通の確保 ○買い物や通院などへの支援 →移動困難者が日常生活を送る上で必要な移動手段の確保 ・移動スーパーへの支援 ・高齢者や障がい者に対する理解の促進

③-②子育て世帯を支援する

こどもをまんやかに捉え、家庭を地域全体で支える「共育て」により、地域全体でこどもや子育て当事者を支援します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	普段はこどもや家庭と直接関わらない人を含めて、こどもの成長と一緒に喜び、ともに支えあえる地域づくりを推進します。
事業者等	若い世代が結婚や出産などの夢を実現し、将来に希望を持てるような雇用条件の提供に努めます。男女ともに育児休暇や短時間勤務などを利用しやすい職場環境、子育て中の従業員に配慮し合えるような雰囲気づくりを推進します。
社会福祉協議会	様々な福祉の資源や各団体との繋がりを活かし、支援が必要なこどもや家庭を支援します。児童センターなどの拠点を有効活用し、仲間づくり、親子の愛着形成や豊かな育ちに繋がる機会創出を推進します。
行政	国県や他の自治体、地域で活動する関係団体などと連携を図り、「こども施策」を計画的かつ総合的に推進します。

① こども家庭の「心身の健康」の増進	○乳幼児や妊産婦に対する健診、相談機会の拡充 →妊産婦支援体制の拡充 ◎こどもの魅力的な遊び場の充実、居場所づくりの推進 →「高山駅西地区複合・多機能施設」におけるこどもの遊び場整備等、民間による居場所づくりの取り組みに対する支援 ◎デジタル活用による利便性の向上 →母子保健システムの整備
② こども家庭への「豊かな日常」の提供	○こども家庭に対する経済支援、きめ細かなサポートの充実 →子育てにかかる経済負担の軽減のための各種給付や助成の拡充 ・保育・教育施設における環境整備の推進 ○子育てに関する担い手の確保と育成 →保育士の確保に向けた取り組み ・家庭教育の充実
③ 「誰も取り残さない」こども家庭への支援	・支援が必要なこども家庭支援の充実 ・高校中退者の社会的自立に向けた支援 ◎迅速かつ切れ目のない相談支援体制の確保 →こども家庭相談システムの整備 ◎ひとり親家庭に対するサポートの充実 →こどもが安心して学べるような環境整備 ○経済的困難を抱える子育て世帯への支援 →生活困窮者世帯に対する連携した相談の実施やこども食堂に対する助成の拡充

③-③生活困窮者等を支援する

就労の支援をするだけでなく、その人や世帯が抱える課題と一緒に向き合い支援できる体制づくりを推進します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	生活に困窮している人がいたら、相談窓口等に繋がめます。
事業者等	誰もが働きやすい職場づくりに取り組みます。また、就労に向けた支援も行います。
社会福祉協議会	地域や行政と連携して支援が必要な人を早期に把握し、生活の自立に向けて支援します。
行政	地域や関係機関と連携して支援が必要な人を早期に把握し、生活の自立に向けて支援します。

① 生活困窮者等への相談支援	・関係機関と連携した生活困窮者等への支援 ・生活困窮者への就労支援 ・生活困窮者への家計相談
----------------	--

③-④孤独者、孤立者を支援する

当事者やその家族に寄り添い、関係機関が連携して支援できる体制づくりを推進します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	身近に困っている人がいたら、その人のためにできることを考え、行動します。
事業者等	気軽に相談できる職場づくりに取り組みます。
社会福祉協議会	地域や行政と情報連携を密にして、支援を必要とする人を早期に把握し、その人に寄り添いながら支援します。
行政	さまざまな相談に対応できる体制を整備し、地域や関係機関と連携して支援します。

① ひきこもりを含めた社会的に孤立状態にある人への支援	○相談支援体制の強化 →ひきこもり等の相談支援の拡充 ・医療、障がいサービスと連携した支援 ・家族等の交流機会の充実 ・孤独者、孤立者に対する理解の促進
-----------------------------	--

③-⑤複雑な問題を抱えている人を支援する

複雑な問題を抱えている人や家庭に寄り添い、関係機関が連携して福祉サービスにつなげるなど支援できる体制づくりを推進します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	複雑な問題を抱える人がいたら、相談窓口に繋がります。
事業者等	気軽に相談できる職場づくりに取り組みます。
社会福祉協議会	地域や行政と情報連携を密にして、支援を必要とする人を早期に把握し、その人に寄り添いながら支援します。
行政	さまざまな相談に対応できる相談窓口等について周知するとともに、関係機関との情報共有や連携を図ります。

① 8050問題、ヤングケアラー、障がい者の親亡き後の生活、育児と介護のダブルケアへの支援	・相談支援体制の充実 ・医療、福祉サービスと連携した支援 ・家族等の交流機会の充実 ・複雑な問題を抱えている人に対する理解の促進
② 犯罪被害者等への支援	・犯罪被害者等に対する理解の促進 ・関係機関等の連携による支援

③-⑥住む場所や環境に困っている人を支援する

さまざまな困難を抱える人が住む場所等に困ることがないように支援します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	住み慣れた地域で住み続けることができるよう住宅のバリアフリー化などにより住環境を整えます。
事業者等	暮らしやすい住まいの整備や支援に取り組みます。
社会福祉協議会	住む場所に困っている人の相談を受けるなど、住まいの確保に向けて支援します。
行政	住宅の整備や確保に対して支援します。

① 暮らしやすい住宅の整備	・高齢者や障がい者に対応した住宅整備
② 住まいの確保	・高齢者、障がい者や生活困窮者等の住まいの確保

④情報提供の体制を強化する

福祉に関する情報をすぐに入手できるよう、さまざまなツールを活用しながら支援します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	市などが発信する情報を通じて、支援を必要としている人に情報を伝えるなど、必要に応じてその人を相談窓口等に繋がります。
事業者等	事業を通して気になる人を発見したら、必要に応じて各相談窓口に繋がります。また、福祉関係の事業者等は、積極的に事業内容を発信します。
社会福祉協議会	地域の相談窓口としての機能の充実と周知を図ります。また、身近な相談窓口である民生児童委員の役割を周知します。
行政	さまざまな課題に対して円滑に対応できる相談支援や情報提供の体制を整えます。

① 相談体制の充実・強化	・各種相談窓口の周知、利用促進 ・民生児童委員の役割や活動等の周知 ・福祉ネットワークを活用した相談支援の充実 ・高齢者・障がい者等の伴走型支援等の充実 ◎ 相談しやすい環境の整備 → SNS等を活用した相談支援体制の強化
② 福祉サービスに関する情報提供の充実	・SNS等を活用した情報提供 ・情報提供方法の充実 ・積極的な情報収集
③ 悩みを抱える人及びその家族同士による交流の促進	・情報の共有の場や交流会等への支援

⑤福祉サービスの担い手を育てる

市民一人ひとりが福祉サービスの重要性や仕事内容について理解を深め、福祉サービスの担い手を育成や支援する環境を整えます。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	福祉サービスの重要性や仕事内容について理解を深め、人材確保・育成に協力します。
事業者等	福祉専門職の雇用環境を改善し、働きやすく、働きがいを感じられる職場づくりを推進します。
社会福祉協議会	「ふくし」に対する理解を広められるよう広く出前講座等を行います。
行政	福祉サービスの人材確保・育成に向けた取り組みを支援します。

① 福祉サービスの担い手の確保と育成	・人材確保に対する支援 ・障がい福祉や保育、介護などに従事する人材の育成 ・移住、定住支援 ・外国人雇用に対する支援
② 福祉サービスの担い手への支援	・ロボットやICTを活用した効率化・省力化や職員の負担軽減 ・福祉関連資格の取得に係る支援

(6)再犯防止を推進する
(6)-①刑を終えた人の社会復帰を支援する

市内における犯罪被害を防止し、安全・安心なまちづくりを実現するため、再犯防止に関する各種施策を推進します。刑を終えて出所した人が孤立することなく再び地域社会の一員となれるよう、円滑な社会復帰に向けて支援します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、更生保護活動等や刑を終えた人の円滑な社会復帰に向けて協力します。
事業者等	関係団体が連携し、再犯防止や社会復帰に向けて支援します。
社会福祉協議会	地域や行政と情報連携を密にして、支援を必要とする人を早期に把握し、その人に寄り添いながら支援します。
行政	更生保護活動、再犯防止について市民・事業者等の理解を深めるため、関係機関と連携して周知啓発を行うとともに、さまざまな相談に対応できる体制を整備します。

【再犯防止推進計画】

① 関係機関との連携促進	・「高山更生保護サポートセンター」の運営に対する支援 ・県や他市町村との連携促進
② 広報・啓発活動の推進	・広報たかやま、SNS等、様々な媒体を活用した周知 ・刑を終えた人に対する理解の促進 ・保護司による小中学校での出前講座の開催
③ 住居・就労の確保	・居住支援法人等と連携した住居確保に向けた支援 ・生活困窮者自立支援事業等を活用した就労支援
④ 保護司活動の支援	・保護司活動の安全確保のための取り組み ・保護司活動の担い手の確保

(7)権利擁護を推進する
(7)-①判断能力に不安を抱える人や立場の弱い人を支援する

権利擁護支援を必要とする人が、司法をはじめ、保健、福祉、医療などさまざまな分野の連携により、必要な支援を受け、すべての市民が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送ることができるまちを目指した取り組みを推進します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	成年後見制度等への理解を深め、身近に支援を必要としている人がいた場合、相談窓口につなぐなど、社会全体での支え合いへの意識を高めます。また、人生の終わりを見据えた活動の必要性を意識します。
事業者等	成年後見制度等への理解を深め、支援を必要としている人がいた場合、相談窓口につなぐなど、社会全体での支え合いに取り組みます。
社会福祉協議会	多様な関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を推進します。
行政	多様な関係機関と連携し、成年後見制度等の利用を推進する体制を整備します。

【成年後見制度利用促進計画】

① 中核機関（成年後見支援センター）の運営	・相談者の状況に応じた相談支援 ・制度の周知・啓発 ○受任調整会議の充実 →開催回数の増加による制度の利用促進 ・権利擁護支援を必要とする人に対する理解の促進
② 中核機関を中心とした地域連携ネットワークの充実	・多様な分野の連携促進 ・チーム支援の実施
③ 本人を尊重した意思決定支援	・本人の意思を尊重した支援の実施
④ 成年後見活動の担い手の育成及び支援	○市民後見人の育成と活動支援体制の充実 →市民後見人養成研修の受講支援等活動体制の整備 ・後見人活動の支援
⑤ 成年後見制度の利用支援	・市長申立の実施 ・制度利用にかかる費用助成
⑥ 身寄りのない高齢者や障がい者等の権利擁護支援	・日常生活自立支援事業等の利用支援 ○身寄りのない高齢者の支援体制の強化 →生活課題に対する支援体制の整備
⑦ 人生の終わりを見据えた取り組みの推進	・講座等の開催 ・相談対応、啓発・情報提供

■基本目標 2
誰もが、自分らしく活躍する

(1)誰もが活躍する

誰もがいきいきと活躍できるまちづくりを推進します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	人権を尊重し、性別年齢に関わらずさまざまな変化に対して理解を深め、対応します。また、ボランティア活動などに参加します。
事業者等	ワーク・ライフ・バランスや障がい者、高齢者の雇用を推進します。
社会福祉協議会	市民のボランティアや市民活動等の情報提供やきっかけづくりを支援します。
行政	市民の自主的な課題解決に向けた活動などを支援します。

① 働き方改革の推進	・ワーク・ライフ・バランスの推進
② 障がい者・高齢者の活躍	・障がい者の社会参加と雇用促進 ・高齢者の社会参加と雇用促進 ・障がい者への合理的配慮の促進
③ 市民活動やボランティア活動の推進	・市民活動やボランティア活動への参加 ・市民活動やボランティア活動を支える人材育成 ・市民活動やボランティア活動への支援 ・こどもの頃からのボランティア教育の充実
④ 虐待防止の推進	・高齢者、障がい者、こどもへの虐待やDVの相談体制の充実、苦情解決制度の周知 ・関係機関等と連携した虐待の早期発見

(2)生きがいを持って暮らす

地域における役割を認識しながら、人生の各段階に応じて生きがいを持って暮らしていくため、いつまでも学び活躍できる機会を充実させ、その人に合った生きがいを見つけることができる環境づくりを推進します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	講演会や学習会などの生涯学習の場や長寿会などの活動に参加します。知識や経験を活かし、地域で活躍します。
事業者等	いつまでも生きがいを持って働ける場や、知識や能力を活用できる場をつくります。
社会福祉協議会	知識や経験を活かした社会参加の支援やさまざまなニーズに合った情報提供等を行います。
行政	誰もがいつでもいつまでも活躍できる地域づくりに取り組みます。

① 誰もが生涯にわたって学び、社会で活躍できる環境の整備	○多様なニーズに応じた学習情報の提供 →市や多様な主体が提供する学習機会の情報発信 ・時代の変化への対応力を養う学習機会の提供 ・地域づくり型生涯学習の充実
② 高齢者の生きがいづくり	・生涯現役で活躍できる環境づくり ・長寿会等への参加

(3)健康寿命を延伸する

一人ひとりが自らの健康づくりの重要性を認識し、健康寿命の延伸に取り組みます。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	健康への意識をしっかりと持ち、健康づくりや生活習慣病の予防に取り組みます。地域で開催するサロン活動などさまざまな活動に参加します。
事業者等	事業を通して、健康づくりや介護予防の活動を支援します。
社会福祉協議会	健康意識の啓発を実施するとともに、健康教室や介護予防教室を開催し支援します。
行政	健康意識について啓発するとともに、市民の健康づくりを支援します。高齢者にきめ細やかな支援を行うため、保健事業と介護予防を一体的に実施します。

① 健康づくりの推進	・生活習慣病の発症、重症化予防 ◎健康を支える環境の整備 →健康情報を入手・活用できる基盤の整備 ・関係機関との連携の強化
② 介護予防の推進	・高齢者の介護予防事業の実施 ・自主的な介護予防活動の促進

(4)多様性社会への理解を深める

自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるため、国籍や性別等にとらわれず、それぞれの文化や生き方を尊重し相互理解の促進に取り組みます。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	市が発信する情報などから、多様性社会への理解を深めます。
事業者等	各事業を通して、多様性社会の理解に向けて支援します。
社会福祉協議会	多様性社会の理解促進に向けた取り組みを行います。
行政	多様性社会の理解促進を図るとともに、多文化共生の推進や普及啓発等に取り組みます。

① 多文化共生の推進	・異なる文化や価値観に対する相互理解の促進 ・在住外国人への生活支援の取り組み
② 多様性社会の推進	・多様性社会に対する理解の促進

■基本目標 3
住み慣れた地域で、安心して暮らす

(1)安全で安心して暮らす

ユニバーサルデザインやバリアフリーを推進し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	人権・福祉等に関する理解を深めるとともに、地域の交通安全・防犯のためにできることを考え、取り組みます。
事業者等	事業を通して、地域の交通安全・防犯活動に貢献します。人権・福祉等に関する理解を深めるとともに、誰もが安全に安心して利用できる施設の整備を推進します。
社会福祉協議会	地域の交通安全・防犯活動を促進します。市民の人権・福祉等に関する理解と、誰もが安全に安心して利用できる施設の整備を推進します。
行政	地域の交通安全・防犯活動を推進します。市民の人権・福祉等に関する理解の促進と、誰もが安全に安心して利用できる施設の整備を推進します。

① 交通安全の推進	・ 児童生徒の登下校時の見守り ・ 通学路などの危険箇所の把握 ・ 交通ルールやマナーの啓発
② 防犯の取り組み	・ 地域の防犯体制の充実
③ ユニバーサルデザインの推進	・ ユニバーサルデザインの考え方に基づく公共施設等の整備 ・ 民間施設のバリアフリー化の推進
④ 心のバリアフリーの推進	・ 人権意識の向上 ・ 思いやりの心の醸成 ・ こどもの頃からの福祉教育の推進 ・ 地域共生社会の実現に向けた理解の促進
⑤ 認知症フレンドリー社会の実現に向けた取り組み	・ 認知症に対する理解の促進 ・ 認知症の早期発見・早期対応 ・ 認知症の人及び家族への支援

(2)災害に備える

普段から災害に備え、安全で安心して暮らせるまちを推進します。	
◎各主体の取り組み	
市民・地域	災害が発生した際、地域や自らがすべきことを予め考え、取り組みます。また、地区防災計画の作成に取り組みます。
事業者等	災害が発生した際、事業者としてすべきことを予め考え、取り組みます。また、事業を通して、地域の防災活動等に貢献します。
社会福祉協議会	市民等に災害時の心得やボランティア活動に関する情報を提供します。また、事業を通して、地域の防災活動等を支援します。
行政	地域が行う各種防災活動への支援や、災害が発生した場合の迅速かつ正確な情報の提供、速やかな避難所の開設に取り組みます。

① 災害に対する備え	・ 日頃からの情報交換や地域のつながりづくり ・ 避難行動要支援者の把握と共有 ・ 災害時の備えや自助の取り組み ・ 自主防災組織などの共助の取り組み ・ 防災訓練、避難訓練の実施
② 災害における対応	・ 避難行動要支援者等が安全に避難できる体制づくり ・ 災害時の情報収集・情報発信 ・ 災害時の地域の連絡体制づくり ◎ 指定福祉避難所の設置 → 指定福祉避難所の設置に向けた関係機関等との調整

市民懇談会等意見聴取結果

市民懇談会等での課題	課題解決に向けた対応策	地域福祉計画への対応
地域に関すること 高齢化に伴う地域の担い手不足 地域のつながりの希薄化 若い世代等の町内会未加入者 町内行事等の参加者の減少	町内会未加入者等への加入促進 町内会行事の周知と参加促進	基本目標1 基本方針(1) 基本方針(2)
高齢者に関すること 高齢者に対する支援制度の周知不足 物価高騰による介護用品の価格高騰 福祉サービスにおける人材不足 フレイル予防に効果的なサービスの不足	高齢者に対する支援制度やサービスの周知 介護サービス等の充実 福祉サービスの担い手の確保と育成	基本目標1 基本方針(3)-① 基本方針(4) 基本方針(5)
障がい者に関すること 障がい福祉サービスの地域格差 重度心身障がいサービスの不足	障がい福祉サービス等の充実	基本目標1 基本方針(3)-① 基本方針(4)
生活困窮に関すること 制度の対象とならない世帯の生活への不安	生活困窮等に対する支援の充実	基本目標1 基本方針(3)-③
こどもに関すること 地域で遊べる場所等の不足 子育てしやすい地域づくり	子育てしやすい環境の整備 少子化対策への様々な支援 魅力的な遊び場の充実、こどもの居場所づくりの推進	基本目標1 基本方針(1) 基本方針(3)-②
移動手段に関すること 免許返納後の移動等への不安	移動スーパー等の買い物支援の充実 地域による高齢者の生活支援 公共交通体系の整備	基本目標1 基本方針(1) 基本方針(3)-①
防災に関すること 避難所に設置している防災備品の不足	災害時の備えや自助等の取り組み	基本目標3 基本方針(2)
その他に関すること ひきこもり等の増加による支援等の不足 ボランティア活動に参加する方の減少	相談支援体制の強化 市民活動やボランティア活動の推進	基本目標1 基本方針(3)-④ 基本目標2 基本方針(1)

重層的な支援を行うための体制整備の経過

1. 国の動き

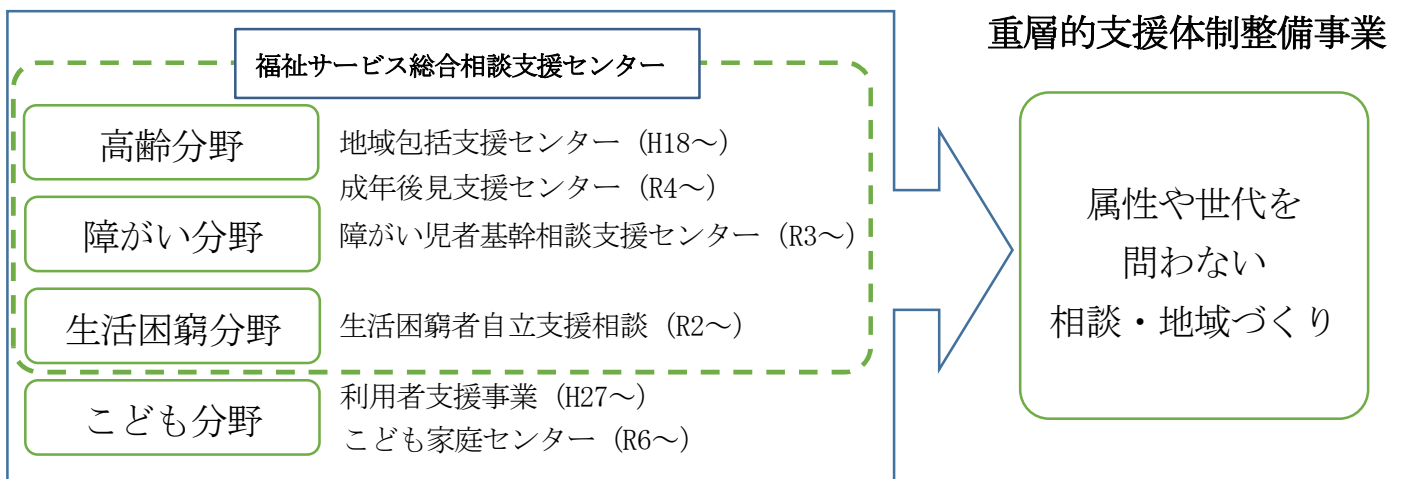
高齢者の増加に伴い、国は平成12年度から介護保険制度を開始し、平成18年度には高齢者の様々な相談を受け支援につなげる「地域包括支援センター」を介護保険法に位置づけた。その後、高齢者だけでなく、障がい者に対する総合的な相談窓口である「基幹相談支援センター」を障害者総合支援法に位置づけたほか、生活保護を適用するまでには至らない生活困窮世帯を自立に向けた支援につなげる「生活困窮者自立支援事業」や複合的な課題を包括的に受け止め支援につなげる「重層的支援体制整備事業」を創設するなど、福祉に関する部分で相談と支援の制度の充実が図られてきた。

2. 高山市の動き

国の制度改正を注視しながら、福祉に関する相談支援体制を下記の通り拡充してきた。

- ・地域包括支援センター（直営）を設置 …（H18年度）
- ・福祉サービス総合相談支援センター（委託）を設置 …（H27年度）
 - 高齢者総合相談（地域包括支援センター）
 - 障がい児者相談
 - 一般相談（生活困窮者の相談）
- ・利用者支援事業（直営）の開始 …（H27年度）
- ・生活困窮者自立支援相談（委託）の開始 …（R2年度）
- ・基幹相談支援センター（委託）の設置（障がい児者相談の機能拡充）…（R3年度）
- ・成年後見支援センター（委託）の設置 …（R4年度）
- ・こども家庭センター（直営）の設置 …（R6年度）

3. 重層的支援体制整備事業



重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることをめざす。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

